

## 第1号議案

### 令和2年広島県議会2月定例会に提案される 教育委員会関係の議案に対する意見について

令和2年広島県議会2月定例会に教育委員会関係の議案を提案することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定によって知事から意見を求められたので、同意する旨回答することについて提案します。

令和2年2月14日

広島県教育委員会教育長 平川理恵

#### 1 提案される議案

- (1) 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例案……………P 11～ 16
- (2) 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例  
の一部を改正する条例案……………P 17～ 20
- (3) 広島県職員定数条例及び広島県学校職員定数条例の一部  
を改正する条例案……………P 21～ 25
- (4) 県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等  
に関する特別措置条例の一部を改正する条例案……………P 26～ 30
- (5) 令和2年度教育委員会関係当初予算案……………P 31～ 62

#### 2 根拠規定

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条  
（教育委員会の意見聴取）

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

# 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について

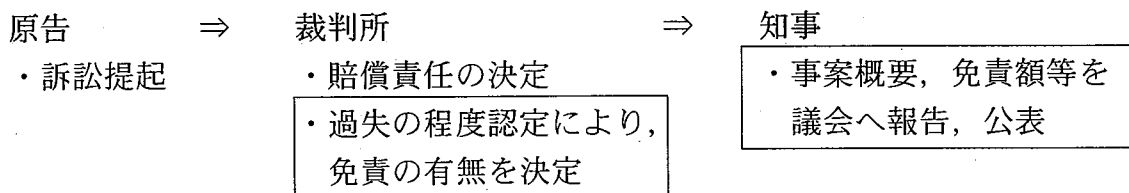
## 1 趣旨

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）の一部改正により、令和 2 年 4 月 1 日から、知事等が県に対して負う損害賠償責任について、知事等がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、賠償責任額から一部を免責する条例の制定が可能となったことを踏まえ、必要な事項を定める条例案を令和 2 年 2 月定例会に提出する。

## 2 法改正の背景

- 組織の責任を個人の責任として追及する住民訴訟には、首長等の施策実施を萎縮させるといった負の側面がある。
- こうした、萎縮効果を低減させるため、軽過失の場合における損害賠償責任について、長や職員個人への追及の在り方を見直すことが必要とされた。

## 3 条例制定後の住民訴訟の流れ



## 4 条例制定の内容

- 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）において規定されている基準に準じて、知事等が負う最低責任負担額を定める。
  - ・ 最低責任負担額は、損害賠償責任の原因となった日を含む会計年度において支給され、又は支給されるべき給与の 1 会計年度当たりの額に相当する額に以下の区分に応じて左記の数を乗じた額
    - 6：知事
    - 4：副知事，教育委員会の教育長若しくは委員，公安委員会の委員，選挙管理委員会の委員，監査委員又は海区漁業調整委員会の委員
    - 2：警察本部長，人事委員会の委員，労働委員会の委員，収用委員会の委員，内水面漁場管理委員会の委員又は地方公営企業の管理者
    - 1：職員，地方警務官（警察本部長を除く。）
- 知事等が職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、知事等が県に対して負う損害賠償責任額から、上記の最低責任負担額を控除した額について免れる。

## 5 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日

**特別職の職員等の給与，旅費及び費用弁償に関する条例の  
一部改正について（特別職の宿泊料の調整）**

**1 要 旨**

国内旅行に係る宿泊料が高額となっていることを踏まえ，特別職の職員等に支給する旅費又は費用弁償の額について，一般職の職員の例により，調整できることとする。

（対象）知事，副知事，教育長，教育委員，常勤の監査委員，県議会議員 等

**2 理 由**

○ 全国的に宿泊料が高額となっていること，また，東京オリンピックの開催時期については東京都区部における宿泊料がより高額となることが見込まれるため。

○ 一般職の職員及び国の特別職の職員には，旅費の調整に関する規定があり，両者との均衡を図るため。

（宿泊料の高騰が今後も見込まれる中，特別職のみ調整できないことは均衡を失する。）

**【参考】宿泊料の推移について**

指標	2009 (H21) 年	2018 (H30) 年	備考
宿泊料 (全国平均)	15,732 円	18,500 円	
東京都区部宿泊料指数	93.6	107.6	2015 年=100 とする。

※小売物価統計調査（動向編）（総務省統計局）及び 2015 年基準消費者物価指数（総務省統計局）

**3 宿泊料の規定額**

区分		甲地	乙地	内食卓料	根拠規定
知事，副知事，県議会議員		14,800 円	13,300 円	3,000 円	特別職の職員等の給与，旅費及び費用弁償に関する条例
教育長，教育委員， 常勤の監査委員 等		13,100 円	11,800 円	2,600 円	
一般職の職員〔参考〕		13,100 円	11,800 円	2,600 円	職員の旅費に関する条例
内閣総理大臣等 〔参考〕	内閣総理大臣， 最高裁判所長官	19,100 円	17,200 円	3,800 円	国家公務員等の旅費に関する法律
	その他の者	16,500 円	14,900 円	3,300 円	

注) 甲地の対象地域は，さいたま市，千葉市，東京都特別区，横浜市，川崎市，相模原市，名古屋市，京都市，大阪市，堺市，神戸市，広島市，福岡市である。

**4 特別職給与条例の改正**

一般職の職員の旅費の例により調整できることとするよう規定を改正することとし，令和 2 年 2 月議会に提案する。

【一般職の例】

この条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には，人事委員会に協議して定める旅費を支給することができる。（職員の旅費に関する条例第 28 条第 2 項）

**5 改正後の条例に基づく宿泊料の決定**

宿泊料の調整については，旅行命令権者において要件を定めた上で，個別の旅行の事情を勘案して行うものとする。

## 広島県学校職員定数条例の一部改正について

令和2年度の教職員定数

(単位:人)

区 分	R元 (A)	R2 (B)	増減 (B-A)	主な増減要因
学校職員定数 (常勤定数)	14,483	14,438	▲ 45	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 小・中・高等学校の児童生徒数減等 ▲90</li> <li>○ 特別支援学級の児童生徒数増 +45</li> </ul>
	( 県立 5,206 市町立 9,277 )	( 県立 5,134 市町立 9,304 )	( 県立 ▲72 市町立 +27 )	

(単位:人役)

# 県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正について

〔令和2年2月14日〕  
教育委員会

## 1 趣旨

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下「給特法」という。）が一部改正され、文部科学大臣が公立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針（以下「指針」をいう。）を策定し、令和2年4月に施行されることとなった。

告示された指針において、教育職員の勤務時間管理に係る措置について、条例及び教育委員会規則の整備が求められており、当該措置について必要な規定を整備するため、議会2月定例会において、県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（以下「条例」という。）の一部改正案を提案する。

## 2 法改正の概要

現状、公立学校の教育職員については、給特法第6条及び条例第6条の規定によって、時間外勤務を命じる要件が限られる（いわゆる「限定4項目」）ことから、正規の勤務時間外においては、限定4項目に基づく時間外勤務以外の勤務（いわゆる「自発的勤務」）が行われている。

自発的勤務については、平成31年4月から導入された時間外勤務の上限規制が適用されないところ、給特法の一部改正及び指針の策定によって、令和2年4月から、自発的勤務時間を含めて、在校等時間と定義し、勤務時間管理を行うこととされ、その上限時間が示された。

項目	内容
給特法 指針の策定 (第7条関係) R1.12.11公布	文部科学大臣は、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針を定める。
指針 在校等時間の上限 R2.1.17告示	<p>在校等時間から正規の勤務時間を除いた時間について、次のとおり上限を設けるとともに、サービス監督権者である教育委員会が勤務時間管理を行うよう、条例及び教育委員会規則で定める。</p> <p><b>原則</b> …月45時間以下・年360時間以下</p> <p><b>特例</b>*…月100時間未満・年720時間以下・2～6か月の複数月平均80時間以下・45時間を超える月数が年6月以下</p> <p>※ 児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に正規の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合</p>

## 3 条例改正案

勤務条件に該当するため、文部科学省が示した条例の例と同内容（教育職員の勤務時間管理に係る措置について、指針に基づいて、教育委員会規則で定めること）を条例で規定する。

## 4 教育委員会規則改正案

文部科学省が示した教育委員会規則の例と同内容（在校等時間の上限内容）を規定する。（条例改正可決後に改正予定）

# 令和2年広島県議会2月定例会提案見込事項

## 1 令和2年度一般会計予算

### (1) 歳入

(単位:千円, %)

款	令和元年度 (A)	令和2年度 (B)	比較 (B) - (A)	対前年比 (B) / (A)
使用料及び手数料	4,795,626	4,764,333	△ 31,293	99.3
国庫支出金	28,142,857	28,006,947	△ 135,910	99.5
財産収入	194,166	178,799	△ 15,367	92.1
繰入金	135,935	177,831	41,896	130.8
諸収入	1,851,189	798,061	△ 1,053,128	43.1
県債	6,985,200	6,413,600	△ 571,600	91.8
合計	42,104,973	40,339,571	△ 1,765,402	95.8

### (2) 歳出

(単位:千円, %)

款	項	令和元年度 (A)	令和2年度 (B)	比較 (B) - (A)	対前年比 (B) / (A)
教育費	教育総務費	4,861,637	4,781,519	△ 80,118	98.4
	小学校費	57,009,916	55,938,968	△ 1,070,948	98.1
	中学校費	33,337,095	33,404,817	67,722	100.2
	高等学校費	52,733,526	51,796,811	△ 936,715	98.2
	特別支援学校費	16,318,126	16,587,222	269,096	101.6
	社会教育費	1,303,195	1,352,242	49,047	103.8
	保健体育費	381,835	381,184	△ 651	99.8
	計	165,945,330	164,242,763	△ 1,702,567	99.0
	災害復旧費	20,000	91,097	71,097	455.5
	合計	165,965,330	164,333,860	△ 1,631,470	99.0

県一般会計予算総額	1,055,100,000		△ 1,055,100,000	0.0
-----------	---------------	--	-----------------	-----

### (3) 歳出の経費区分別内訳

(単位:千円, %)

区 分	令和元年度 (A)	令和2年度 (B)	比 較 (B) - (A)	対前年比 (B) / (A)
一 般 事 業 費	23,611,548	23,653,087	41,539	100.2
施 設 整 備	6,162,736	4,661,899	△ 1,500,837	75.6
そ の 他	17,448,812	18,991,188	1,542,376	108.8
職 員 給 与 費	142,333,782	140,589,676	△ 1,744,106	98.8
災 害 復 旧 費	20,000	91,097	71,097	455.5
合 計	165,965,330	164,333,860	△ 1,631,470	99.0

### (4) 債務負担行為

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
広島叡智学園中学校・高等学校整備事業	令和3年度	405,093
県立学校施設整備事業	令和3年度	1,683,258
県立特別支援学校通学対策事業	令和2年度～7年度	201,920

## 2 令和2年度高等学校等奨学金特別会計予算

### (1) 歳 入

(単位:千円, %)

項	令和元年度 (A)	令和2年度 (B)	比 較 (B) - (A)	対前年比 (B) / (A)
繰 越 金	2,623	111,813	109,190	4,262.8
諸 収 入	260,006	313,229	53,223	120.5
合 計	262,629	425,042	162,413	161.8

### (2) 歳 出

(単位:千円, %)

項	令和元年度 (A)	令和2年度 (B)	比 較 (B) - (A)	対前年比 (B) / (A)
高等学校等奨学金	262,629	425,042	162,413	161.8
合 計	262,629	425,042	162,413	161.8

## (歳出内訳)

## 1 令和2年度一般会計予算

(単位:千円)

目	令和元年度 (A)	令和2年度 (B)	差 引 (B) - (A)	説 明
(款)教育費				
(項)教育総務費				
1 教育委員会費	33,255	39,446	6,191	1 委員報酬及び給与費 教育長及び委員 6人 34,056 2 委員会運営費 5,390
2 事務局費	2,865,457	3,115,384	249,927	1 職員給与費 2,417,509 2 事務局運営費 652,976 3 教育事務所費 27,631 4 企画広報活動費 7,578 5 文教施設管理費 9,690 (1)県立学校施設等管理指導費 4,230 (2)市町立学校施設整備等事務費 5,460
3 教職員人事費	28,870	46,820	17,950	1 教職員人事管理費 33,935 2 教育職員免許検定費 12,885
4 教育指導費	1,528,831	1,195,027	△ 333,804	1 学校教育指導費 588,124 (1)学びの変革牽引事業費 244,651 (2)生徒指導及び道徳教育振興費 96,232 (3)教職員指導力向上対策事業費 25,250 (4)幼児教育推進費 69,172 (5)特別支援教育振興費 12,549 (6)教育振興費 117,832 (7)被災児童生徒等支援事業費 22,438 2 義務教育改革推進事業費 68,033 3 高校教育改革推進事業費 203,844 (1)学力向上対策事業費 51,235 (2)職業能力育成推進事業費 18,718 (3)魅力ある高校づくり推進事業費 6,800 (4)広島みらい創生高等学校整備運営事業費 127,091 4 開かれた学校づくり推進事業費 0 5 教育情報化推進事業費 158,008 6 国際化教育推進事業費 76,002 7 教育センター費 58,904 8 同和奨学金(既貸付決定分) 42,112
6 福利厚生費	405,224	384,842	△ 20,382	1 教職員健康管理費 231,855 2 教職員公舎管理費 62,326 3 公立学校共済組合事務費交付金 90,661
(項)小学校費				
1 教職員費	57,009,916	55,938,968	△ 1,070,948	1 教職員給与費 54,521,764 2 非常勤講師報酬等 1,144,163 3 教職員等旅費 273,041



(単位:千円)

目	令和元年度 (A)	令和2年度 (B)	差 引 (B)-(A)	説 明
(項)中学校費				
1 教 職 員 費	33,337,095	33,404,817	67,722	1 教職員給与費 31,994,869 2 非常勤講師報酬等 1,217,489 3 教職員等旅費 192,459
(項)高等学校費				
1 高等学校総務費	39,665,957	39,932,710	266,753	1 教職員給与費 37,658,138 2 非常勤講師報酬等 2,015,291 3 教職員等旅費 225,473 4 高等学校入学者学力検査費 33,808
2 高等学校管理費	13,067,569	11,864,101	△ 1,203,468	1 学校運営費 2,707,356 2 定時制通信制教育等修学奨励費 20,907 3 広島観智学園中学校・高等学校整備費 272,623 4 三次中学校・高等学校整備費 125,455 5 学校改修整備費 1,846,517 6 学校維持修繕費 969,057 7 専門教育施設等整備費 582,621 8 教育振興基金積立金 41,533 9 就学支援金 4,659,871 10 奨学給付金 638,161
(項)特別支援学校費				
1 特別支援学校費	16,318,126	16,587,222	269,096	1 教職員給与費 13,269,486 2 非常勤講師報酬等 539,052 3 教職員等旅費 64,945 4 学校運営費 693,705 5 通学対策費 727,608 6 就学奨励費 405,506 7 学校改修整備費 521,210 8 学校維持修繕費 287,900 9 専門教育施設等整備費 77,501 10 教育振興基金積立金 309
(項)社会教育費				
1 社会教育総務費	793,953	823,150	29,197	1 職員給与費 693,854 2 生涯学習振興費 4,314 3 成人教育費 2,500 4 青少年教育費 114,419 5 文化振興費 8,063
2 文化財保護費	117,724	171,162	53,438	1 埋蔵文化財保護費 22,658 2 文化財保存事業費補助金 148,504
3 文化施設費	388,349	354,452	△ 33,897	1 図書館費 170,761 2 歴史民俗資料館費 54,937 3 歴史博物館費 128,754
4 人権教育推進費	3,169	3,478	309	1 人権教育推進費 3,478

(単位:千円)

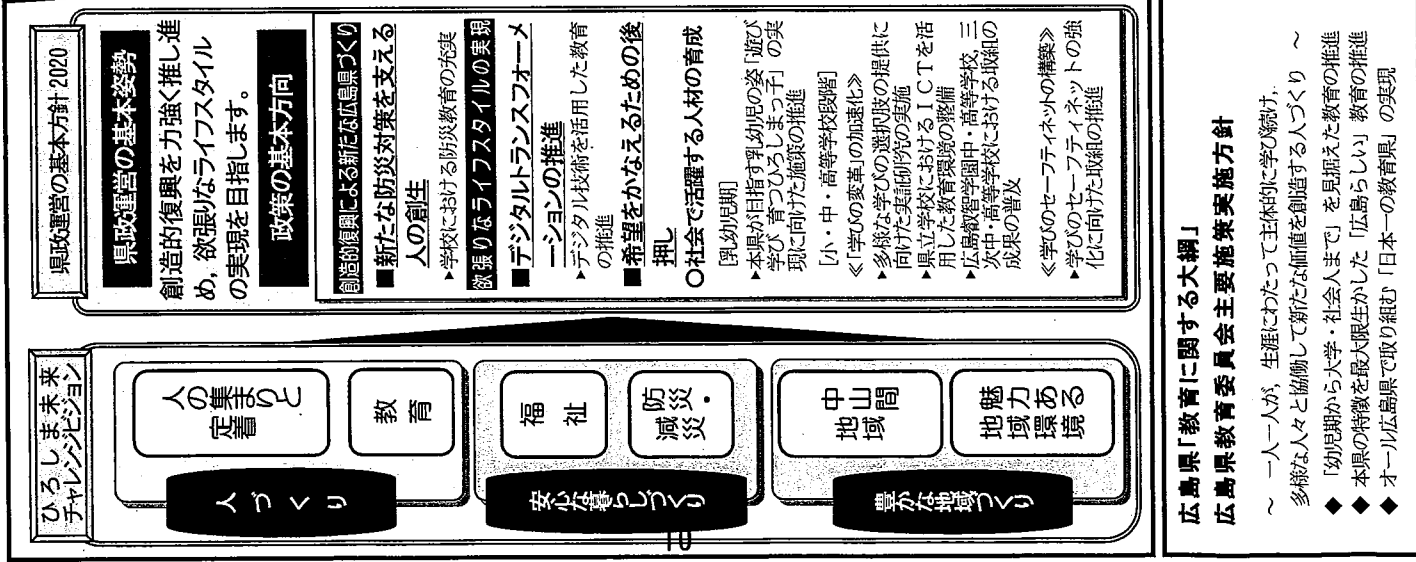
目	令和元年度 (A)	令和2年度 (B)	差 引 (B) - (A)	説 明
(項)保健体育費				
1 保健体育総務費	372,828	374,156	1,328	1 学校保健体育費 368,731 (1)学校保健管理指導費 70,711 (2)学校安全管理指導費 255,932 (3)学校体育指導費 42,088 2 学校給食振興費 5,425
2 体育振興費	9,007	7,028	△ 1,979	1 学校体育推進事業費 7,028
(款)災害復旧費				
(項)教育施設災害復旧費				
1 教育施設災害復旧費	20,000	91,097	71,097	1 単独事業 5,000 (1)現年発生災害教育施設復旧費 5,000 2 公共事業 86,097 (1)過年発生災害教育施設復旧費 71,097 (2)現年発生災害教育施設復旧費 15,000
合 計	165,965,330	164,333,860	△ 1,631,470	

## 2 令和2年度高等学校等奨学金特別会計予算

(単位:千円)

目	令和元年度 (A)	令和2年度 (B)	差 引 (B) - (A)	説 明
(款)高等学校等奨学金				
(項)高等学校等奨学金				
1 高等学校等奨学金	262,629	425,042	162,413	1 貸付金 310,352 2 給付金 59,500 3 事務費 53,797 3 国庫補助金返還金 1,393

# 令和2年度主要施策の概要



社会で活躍する人材の育成

広島版「学びの変革」アクション・プランの全展開の推進 ～「学びの変革」の更なる加速化～

**★「学びの変革」推進事業**  
 「学びの変革」アクション・プランの目指す姿の実現に向けて、ICTを基盤とする環境整備による体系的な学習活動の充実や、児童生徒一人一人の学習進度、能力、関心に応じた個別最適な学びの実現に向けた実証研究など、「学びの変革」の更なる加速のための取組を推進

**★「学びの変革」牽引プロジェクト**  
 「学びの変革」を先導的に実践する広島教育学園中学校、高等学校を開設し、そのノウハウを全国的に共有することにより、広島県全体の「学びの変革」を早期に実現

**★課題発見・解決学習推進プロジェクト**  
 小・中・高等学校において「主体的な学び」を促進する教育活動を充実し、児童生徒の資質・能力（コンピテンシー）の向上を図るため、学校全体の組織的なカリキュラム・マネジメントの実現に向けた教員研修の充実・実施

**★異文化間協働活動推進事業**  
 全ての小・中・高等学校において異文化間協働活動が活発に行われ、高校段階で毎年1,000人以上の生徒が海外に留学するために必要な教育環境を整備

**★「遊び学び育つひろしまっ子」推進プロジェクト**  
 全県的な乳幼児期の教育・保育の質の向上に向けて、乳幼児教育支援センターを拠点に、家庭教育や教育・保育施設への支援などの施策を総合的に推進

**★ものづくり人材育成日本一プロジェクト**  
 「ひろしま」ものづくり技能検定や熟練技能者等による指導を通して、「ものづくり」に対する高い「技と心」を有した技能系人材を継続的に育成

**★特別支援教育ビジョン推進事業**  
 専門的な指導や技能検定など職業教育の充実等により、障害のある生徒等の自立や社会参加を図るとともに、医療的ケア実施体制の整備や在籍者数増加に対応した教育環境の充実・整備に向けた検討を実施

**★三次中学校・高等学校整備事業**  
 備北地域において、中高一貫教育を受けられる機会を選択できる環境を整備

**★ことばの教育の推進**  
 全ての教育活動における言語活動の充実

**★キャリア教育の推進**  
 発達段階に応じた系統的なキャリア教育の推進

**★教職員指導力向上事業**  
 学校経営基盤の確立と教職員個々の能力・適性等に応じた指導力の向上

**★広島県「教師養成熟練」事業**  
 小学校教員を志す大学生を対象とする実地研修や集合研修を実施し、実践的指導力の基礎を育成することにより、広島県の教育を担う人材を育成

**★学校業務改善推進事業**  
 スクールサポートスタッフや部活動指導員の活用などにより、教員が本来担うべき業務に専念し、健康で生き生きとやりがいをもった勤務できる環境づくりを推進

**★学びのセーフティネット構築事業**  
 小学校教育から大学までの学習のつまずきの要因・背景を把握するための「新たな学力調査」の実施や、多様な児童生徒に対応した学びの選択肢の提供に向けて、不登校等児童生徒への支援の充実、外国人児童生徒への教育の充実などの相談支援体制等の強化を図るとともに、ICT機器の購入に係る給付制度の創設などを通して、家庭の経済的事情等にかかわらず、全ての子供の能力と可能性を最大限高められる教育を実現

**★コミュニティ・スクール推進事業**  
 全県立学校に導入したコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を活用し、学校の目標やビジョンを地域住民等と共有し、連携・協働のもと学校を運営

**★魅力ある高校づくり推進事業**  
 1学年1学級規模校の活性化に向けた取組への支援や地域の特性・社会のニーズに対応した魅力ある高校づくりを進めるための調査・研究を実施

**★中山間地域の次世代を担うリーダーの育成**  
 高校生が地域や市町と一体となり、地域の活性化に向けた取組を行うことを通じて、地域への愛着や理解を深め、次世代のリーダーとして活躍できるような人材を育成

**★地域学校協働活動推進事業**  
 市町における放課後子供教室・地域未来塾の実施や地域学校協働活動推進員等の配置により、学校・地域の連携を強化し、地域の教育力を向上

**★県立学校施設設備整備事業**  
 老朽化対策（長寿命化改修など）や防災機能の強化、情報教育の推進のほか、県立高等学校再編整備に伴う教室改修など、安全・安心で質の高い教育環境整備を推進

【部局別】

県政運営の基本方針2020

県政運営の基本姿勢

創造的復興を力強く推し進め、欲張りなライフスタイルの実現を目指します。

政策の基本方向

創造的復興による新たな広島づくり

■新たな防災対策を支える人の創生

▶学校における防災教育の充実

■欲張りなライフスタイルの実現

■デジタルトランスフォーメーションの推進

▶デジタル技術を活用した教育の推進

■希望をかなえるための後押し

○社会で活躍する人材の育成

【乳幼児期】

▶本県が目指す乳幼児の姿「遊び学び育つひろしまっ子」の実現に向けた施策の推進

【小・中・高等学校段階】

《「学びの変革」の加速化》

▶多様な学びの選択肢の提供に向けた実証研究の実施

▶県立学校におけるICTを活用した教育環境の整備

▶広島教育学園中・高等学校、三次中・高等学校における取組の成果の普及

《学びのセーフティネットの構築》

▶学びのセーフティネットの強化に向けた取組の推進

広島県「教育に関する大綱」

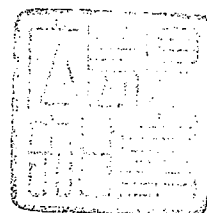
広島県教育委員会主要施策実施方針

- ～一人一人が、生涯にわたって主体的に学び続け、多様な人々と協働して新たな価値を創造する人づくり～
- ◆「幼児期から大学・社会人まで」を見据えた教育の推進
- ◆本県の特徴を最大限生かした「広島らしい」教育の推進
- ◆オール広島県で取り組む「日本一の教育島」の実現

令和2年1月30日

広島県教育委員会 様

広島県知事  
(人事課)



知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例案に関する意見について（照会）

このことについて、別紙のとおり地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

- 1 提出する条例案  
知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例
- 2 議会への提出  
令和2年広島県議会2月定例会

## 県第 号議案

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例案を次のように提出する。

令和二年二月 日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例案

#### 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

##### (趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）

第二百四十三条の二第二項の規定に基づき、知事若しくは委員会委員若しくは委員又は職員（法第二百四十三条の二の二第三項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「知事等」という。）の県に対する損害を賠償する責任（以下「損害賠償責任」という。）の一部免責に関し必要な事項を定めるものとする。

##### (最低責任負担額)

第二条 法第二百四十三条の二第二項に規定する条例で定める額（以下「最低責任負担額」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 知事等（地方警務官（警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第五十六条第一項に規定する地方警務官をいう。以下同じ。）を除く。以下この号において同じ。）

県から損害賠償責任の原因となった行為を行った日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき法第二百三条の二第一項又は第二百四条第一項若しくは第二項の規定による給与（扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当又は寒冷地手当が支給されている場合には、これらの手当を除く。）の一会計年度当たりの額に相当する額として地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。）第七十三条第一項第一号の規定に基づき総務省令で定める方法により算定される額に、次に掲げる知事等の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額

イ 知事 六

ロ 副知事、教育委員会の教育長若しくは委員、公安委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員又は海区漁業調整委員会の委員 四

ハ 人事委員会の委員、労働委員会の委員、収用委員会の委員、内水面漁場管理委員会の委員又は地方公営企業の管理者 二

ニ 職員（地方警務官並びにロ及びハに掲げる職員を除く。） 一

二 地方警務官 国から損害賠償責任の原因となった行為を行った日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）その他の法律による給与（扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当又は寒冷地手当が支給されている場合には、これらの手当を除く。）

）の一会計年度当たりの額に相当する額として政令第百七十三条第一項第二号の規定に基づき総務省令で定める方法により算定される額に、次に掲げる地方警務官の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額

イ 警察本部長 二

ロ 警察本部長以外の地方警務官 一

(損害賠償責任の一部免責)

第三条 知事等が原に対して負う損害賠償責任については、知事等がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、知事等が賠償の責任を負う額から、前条に規定する最低責任負担額を控除して得た額についてその責任を免れる。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(提案理由)

地方自治法の一部が改正され、知事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、知事等が県に対して損害賠償責任を負う額から、条例で定める額を控除して得た額について免れさせる旨を条例で定めることができることとされたことを踏まえ、必要な事項を定めるため、この条例案を提出する。

(県第 号議案)

## 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

(人 事 課)

### 一 制定の理由

地方自治法（以下「法」という。）の一部が改正され、知事若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（以下「知事等」という。）が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、知事等が県に対して損害賠償責任を負う額から、条例で定める額を控除して得た額について免れさせる旨を条例で定めることができることとされたことを踏まえ、必要な事項を定める。

### 二 条例の内容

#### 1 趣旨

この条例は、知事等の県に対する損害賠償責任の一部免責に関し必要な事項を定める。

#### 2 最低責任負担額

法第二百四十三条の二第一項に規定する条例で定める額（以下「最低責任負担額」という。）は、次のとおりとする。

(一) 知事等（地方警務官を除く。）の最低責任負担額は、県から損害賠償責任の原因となった行為を行った日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき給与（扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当又は寒冷地手当を除く。）の一会計年度当たりの額に相当する額として算定される額に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額とする。

(1) 知事 六

(2) 副知事、教育委員会の教育長若しくは委員、公安委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員又は海区漁業調整委員会の委員 四

(3) 人事委員会の委員、労働委員会の委員、収用委員会の委員、内水面漁場管理委員会の委員又は地方公営企業の管理者 二

(4) 職員（地方警務官並びに(2)及び(3)に掲げる職員を除く。） 一

(二) 地方警務官の最低責任負担額は、国から損害賠償責任の原因となった行為を行った日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき給与（扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当又は寒冷地手当を除く。）の一会計年度当たりの額に相当する額として算定される額に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額とする。

(1) 警察本部長 二

(2) 警察本部長以外の地方警務官 一

#### 3 損害賠償責任の一部免責

知事等が県に対して負う損害賠償責任については、知事等がその職務を行うにつき



善意でかつ重大な過失がないときは、知事等が賠償の責任を負う額から、2の最低責任負担額を控除して得た額についてその責任を免れる。

### 三 施行期日

令和二年四月一日

### 四 根拠法令

地方自治法

第二百四十三条の二 普通地方公共団体は、条例で、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会の委員若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員（次条第三項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下この項において「普通地方公共団体の長等」という。）の当該普通地方公共団体に対する損害を賠償する責任を、普通地方公共団体の長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、普通地方公共団体の長等が賠償の責任を負う額から、普通地方公共団体の長等の職責その他の事情を考慮して政令で定める基準を参酌して、政令で定める額以上で当該条例で定める額を控除して得た額について免れさせる旨を定めることができる。

令和2年1月23日

広島県教育委員会 様

広島県知事  
(人事課)



特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の  
一部を改正する条例案に関する意見について（照会）

このことについて、別紙のとおり地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

- 1 提出する条例案  
特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 2 条例案を提出する議会  
令和2年広島県議会2月定例会

県第 号議案

特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和二年二月 日

広島県知事 湯 崎 英 彦

特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和五十年広島県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(費用弁償等の額)</p> <p>第八条 県議会議員及び委員会の委員等に支給する費用弁償の額は、別表第二のとおりとする。ただし、同表の規定による費用弁償の額により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合等に支給する費用弁償の額は、一般職の職員の例により算出して得た額とすることができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4  前項本文の規定にかかわらず、別表第三の規定による旅費の額により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合等に支給する旅費の額は、一般職の職員の例により算出して得た額とすることができる。</p> <p>5  (略)</p>	<p>(費用弁償等の額)</p> <p>第八条 県議会議員及び委員会の委員等に支給する費用弁償の額は、別表第二のとおりとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4  (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

国内旅行に係る宿泊料が高額となっていることを踏まえ、特別職の職員等の旅費又は費用弁償の額について、一般職の職員の例により調整することができることとするため、この条例案を提出する。

(県第 号議案)

## 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(人 事 課)

### 一 改正の要旨

国内旅行に係る宿泊料が高額となっていることを踏まえ、特別職の職員等の旅費又は費用弁償の額について、一般職の職員の例により調整することができることとするため、必要な改正を行う。

### 二 施行期日

公布の日

### 四 根拠法令

地方自治法

#### 第二百三条

② 普通地方公共団体の議会の議員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。

④ 議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

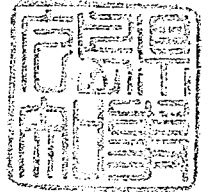
第二百四条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員（教育委員会にあつては、教育長）、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員及び地方公務員法第十二条の二第一項第二号に掲げる職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

令和2年1月30日

広島県教育委員会 様

広島県知事  
(業務プロセス改革課)



広島県学校職員定数条例の一部改正について（照会）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、別紙のとおり議会へ提案することについて貴委員会の意見を求めます。

《参考》

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第29条

地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

県第 号議案

広島県職員定数条例及び広島県学校職員定数条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和二年 月 日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県職員定数条例及び広島県学校職員定数条例  
の一部を改正する条例案  
広島県職員定数条例及び広島県学校職員定数条例  
の一部を改正する条例

(広島県職員定数条例の一部改正)

第一条 広島県職員定数条例(昭和二十四年広島県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員の定数) 第二条 (略) 一 知事の事務部局の職員 四、二六二人 二八 (略)</p>	<p>(職員の定数) 第二条 (略) 一 知事の事務部局の職員 四、二二二人 二八 (略)</p>

(広島県学校職員定数条例の一部改正)

第二条 広島県学校職員定数条例(平成十二年広島県条例第三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定数) 第二条 (略) 一 県立の中学校、高等学校及び特別支援学校の職員 五、<u>一三四人</u> 二 市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)第一条又は第二条に規定する職員 九、<u>三〇四人</u></p>	<p>(定数) 第二条 (略) 一 県立の中学校、高等学校及び特別支援学校の職員 五、<u>二〇六人</u> 二 市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)第一条又は第二条に規定する職員 九、<u>二七七人</u></p>

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(提案理由)

平成三十年七月豪雨災害からの復旧・復興の推進及び児童生徒数の変動等に伴い、職員定数を変更するため、この条例案を提出する。



(県第 号議案)

## 広島県職員定数条例及び広島県学校職員定数条例 の一部を改正する条例

〔業務プロセス改革課〕  
教 育 委 員 会

### 一 改正の理由

平成三十年七月豪雨災害からの復旧・復興の推進及び児童生徒数の変動等に伴い、職員定数を変更するため、必要な改正を行う。

### 二 改正の内容

#### 1 広島県職員定数条例の一部改正

平成三十年七月豪雨災害からの復旧・復興の推進等のため、知事の事務部局の職員の定数を次のとおり改正する。

区 分	現 行	改 正 案	改正による増減
知事の事務部局の職員	四、二二一人	四、二六一人	五〇人

#### 2 広島県学校職員定数条例の一部改正

児童生徒数の変動等に伴い、県立の中学校、高等学校及び特別支援学校の職員（以下「県立高等学校等教職員」という。）並びに市町立学校県費負担教職員の定数を次のとおり改正する。

区 分	現 行	改 正 案	改正による増減
県立高等学校等教職員	五、二〇六人	五、一三四人	△七二人
市町立学校県費負担教職員	九、二七七人	九、三〇四人	二七人

### 三 施行期日

令和二年四月一日

### 四 根拠法令

#### 1 地方自治法

第七十二条 前十一条に定める者を除くほか、普通地方公共団体に職員を置く。

③ 第一項の職員の定数は、条例でこれを定める。ただし、臨時又は非常勤の職については、この限りでない。

#### 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第三十一条 前条に規定する学校に、法律で定めるところにより、学長、校長、園長、教員、事務職員、技術職員その他の所要の職員を置く。

② 前条に規定する学校以外の教育機関に、法律又は条例で定めるところにより、事

務職員、技術職員その他の所要の職員を置く。

- ③ 前二項に規定する職員の定数は、この法律に特別の定がある場合を除き、当該地方公共団体の条例で定めなければならない。ただし、臨時又は非常勤の職員については、この限りでない。

第四十一条 県費負担教職員の定数は、都道府県の条例で定める。ただし、臨時又は非常勤の職員については、この限りでない。

令和2年2月 日

広島県教育委員会様

広島県知事



議案に対する意見聴取について（照会）

別紙のとおり県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年広島県条例第67号）の一部を改正することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

県第 号議案

県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和二年二月 日

広島県知事 湯 崎 英 彦

県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員の  
給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条  
例案

県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員の  
給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条  
例

県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和四十六年広島県条例第六十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員の正規の勤務時間を超える勤務等)</p> <p>第六条 県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員については、正規の勤務時間（職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成七年広島県条例第五号。以下「職員勤務時間条例」という。）第三条から第五条までに規定する勤務時間をいう。以下この項及び次条において同じ。）の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務（正規の勤務時間を超えて勤務することをいい、休日等（職員勤務時間条例第九条及び第十条第一項に規定する日並びに給与条例第十六条第三項に規定する人事委員会が定める日をいう。）における正規の勤務時間中に勤務することを含むものとする。次項において同じ。）は命じないものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員の正規の勤務時間を超える勤務等)</p> <p>第六条 県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員については、正規の勤務時間（職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成七年広島県条例第五号。以下「職員勤務時間条例」という。）第三条から第五条までに規定する勤務時間をいう。以下この項において同じ。）の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務（正規の勤務時間を超えて勤務することをいい、休日等（職員勤務時間条例第九条及び第十条第一項に規定する日並びに給与条例第十六条第三項に規定する人事委員会が定める日をいう。）における正規の勤務時間中に勤務することを含むものとする。次項において同じ。）は命じないものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員の業務量の適切な管理等に関する措置の策定)</p> <p>第七条 県立の義務教育諸学校等の教育職員（給与条例第四条第一項第三号ロ又はハに規定する教育職給料表( )又は教育職給料表( )の適用を受ける者に限る。以下この項において単に「職員」という。）の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上</p>	

に資するため、職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他職員の健康及び福祉の確保を図るための措置については、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第七条に規定する指針（次項において「指針」という。）を踏まえ、教育委員会規則で定めるところにより行うものとする。

2) 市町立の義務教育諸学校等の教育職員（市町立学校職員給与等条例第三条第一項第一号イ又はロに規定する教育職給料表イ又は教育職給料表ロの適用を受ける者に限る。以下この項において単に「職員」という。）の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他職員の健康及び福祉の確保を図るための措置については、指針を踏まえ、職員の服務を監督する教育委員会の定めるところにより行うものとする。

#### 附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(提案理由)

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部が改正され、文部科学大臣が教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針を定めることとされたことを踏まえ、同指針に基づき教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置を教育委員会が行うこととするため、この条例案を提出する。

(県第 号議案)

## 県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員の 給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条 例

(教育委員会)

### 一 改正の要旨

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部が改正され、文部科学大臣が教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針(以下「指針」という。)を定めることとされたことを踏まえ、指針に基づき教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置を教育委員会が行うこととするため、必要な改正を行う。

### 二 施行期日

令和二年四月一日

### 三 根拠法令

#### 1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第四十二条 県費負担教職員の給与、勤務時間その他の勤務条件については、地方公務員法第二十四条第五項の規定により条例で定めるものとされている事項は、都道府県の条例で定める。

#### 2 地方公務員法

##### 第二十四条

⑤ 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

### 四 参照法令

#### 1 地方公務員法

##### 第二十四条

④ 職員の勤務時間その他職員の給与以外の勤務条件を定めるに当たっては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない。

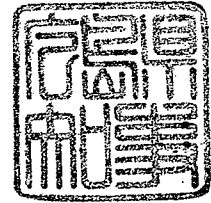
#### 2 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法

第七条 文部科学大臣は、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針(次項において単に「指針」という。)を定めるものとする。

令和2年2月7日

広島県教育委員会 様  
( 総務課 )

広島県知事  
( 財政課 )



議案に対する意見聴取について

令和2年2月定例県議会に提案予定の次の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

- 令和2年度教育委員会関係当初予算



令和 2 年度広島県一般会計歳入歳出予算事項別明細書

1 総括 (歳入)	款	本年度予算額	前年度予算額	比	較
8	使用料及び手数料	4,764,333	4,795,626		△ 31,293
9	国庫支出金	28,006,947	28,142,857		△ 135,910
10	財産収入	178,799	194,166		△ 15,367
12	繰入金	177,831	135,935		41,896
14	諸収入	798,061	1,851,189		△ 1,053,128
15	県債	6,413,600	6,985,200		△ 571,600
歳入	合計	40,339,571	42,104,973		△ 1,765,402

(単位：千円)

(歳出)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国支出金	県債	その他	
10 教育費	164,242,763	165,945,330	△ 1,702,567	27,949,550	6,380,200	5,919,024	123,993,989
11 災害復旧費	91,097	20,000	71,097	57,397	33,400	0	300
歳出合計	164,333,860	165,965,330	△ 1,631,470	28,006,947	6,413,600	5,919,024	123,994,289

第 8 款 使用料及び手数料

第 1 項 使用料

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務使用料	2,526	2,665	97	施設使用料	2,526	
2 教育使用料	4,683,386	4,712,806	49,420	高等学校使用料	4,668,628	
				社会教育施設使用料	14,758	
計	4,685,912	4,715,471	49,517			

第 2 項 手数料

1 教育手数料	78,421	80,155	△ 1,734	教育総務手数料	1,023	
				教職員人事手数料	30,457	
				高等学校手数料	44,690	
				文化財保護手数料	2,251	
計	78,421	80,155	△ 1,734			

第 9 款 国庫支出金

第 1 項 国庫負担金

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節 分		説 明
				区	金 額	
5 教育費国庫負担金	22,530,199	22,734,212	△ 204,013	事務局費負担金	5,081	
				義務教育費負担金	22,309,453	
				高等学校費負担金	20,070	
				特別支援学校費負担金	195,595	
6 災害復旧費国庫負担金	57,397	10,000	47,397	教育施設災害復旧費負担金	57,397	
計	100,081,087	22,744,212	77,336,875			
第 2 項 国庫補助金						
9 教育費国庫補助金	5,368,598	5,343,165	25,413	事務局費補助金	23,807	

					教育指導費補助金	40,710	
					義務教育費補助金	189,092	
					高等学校費補助金	4,969,899	
					特別支援学校費補助金	104,892	
					社会教育総務費補助金	30,609	
					文化財保護費補助金	4,754	
					文化施設費補助金	4,835	
計	5,368,598	5,343,185	25,413				
第 3 項 委託金							
8 教育費委託金	50,753	55,460	△ 4,707		教育指導費委託金	42,057	
					人権教育推進費委託金	2,670	
					保健体育総務費委託金	275	
					体育振興費委託金	5,751	
計	50,753	55,460	△ 4,707				

第10款 財産収入  
第1項 財産運用収入 (単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 財産貸付収入	130,282	146,538	△ 16,256	県公舎貸付料	60,064	
				土地貸付料	51,596	
				建物貸付料	18,622	
2 利子及び配当金	29	14	15	基金運用収入	29	
計	130,311	146,552	△ 16,241			
第2項 財産売却収入						
2 物品売却収入	17,309	16,418	891	不用品売却収入	267	
				家畜売却収入	17,042	

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
3 生産物売払収入	31,179	31,196	△ 17	収獲物売払収入	26,222	
				製作品売払収入	4,957	
計	48,488	47,614	874			

第12款 繰入金

第2項 基金繰入金

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区	分	
1 基金繰入金	177,831	135,935	41,896	教育振興基金繰入金	177,831	
計	177,831	135,935	41,896			



第14款 諸収入  
第3項 貸付金元利収入等  
(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区	金額	
1 貸付金元利収入	21,164	15,340	5,824	貸出金償還金	21,164	
計	21,164	15,340	5,824			
第5項 収益事業収入						
1 宝くじ収入	45,933	45,933	0	宝くじ収入	45,933	
計	45,933	45,933	0			
第7項 雑収入						
5 雑収入	730,964	1,789,916	△ 1,058,952	保険料	410,106	
				雑収	320,858	
計	730,964	1,789,916	△ 1,058,952			

第15款 県債

(単位：千円)

第1項 県債

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
9 教育債	2,880,200	3,975,200	△ 1,095,000	学校教育施設等整備事業債	1,091,200	
				公共施設等管理事業債	55,800	
				防災対策事業債	4,800	
				臨時高等学校整備事業債	1,728,400	
10 災害復旧債	33,400	10,000	23,400	補助災害復旧事業債	28,400	
				単独災害復旧事業債	5,000	
12 退職手当債	3,500,000	3,000,000	500,000	退職手当債	3,500,000	
				計	6,413,600	6,985,200

第10款 教育費  
第1項 教育総務費  
(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節 区分	金額	説明
				特定財源					
				国支出金	県債	その他			
1 教育委員会費	39,446	33,255	6,191	0	0	39,446	8,813	1. 委員報酬及び給与費 教育長及び委員 6人 2. 委員会運営費	
							10,206		
							12,394		
							2,643		
							1,128		
							2,249		
							44		
							449		
							149		
							90		

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		明
				特定財源		一般財源	区分	金額	
				国支出金	県債				
2 事務局費	3,115,384	2,865,457	249,927	28,888	49,000	2,969,130	19 負担金、補助及び交付金	1,281	
							1 報酬	318,825	2,417,509
							2 給料	1,062,222	652,976
							3 職員手当等	1,025,402	27,631
							4 共済費	512,329	7,578
							5 災害補償費	150	9,690
							8 報償費	4,310	4,230
							9 旅費	59,016	
							10 交際費	400	
							11 需用費	41,667	
							12 役務費	22,923	
							13 委託料	26,265	5,460
									(1) 県立学校施設等管理指導費
									(2) 市町立学校施設整備等事務費

3 教職員人事費	46,820	28,870	17,950	0	0	5,125	14 使用料及び賃借料	29,617	33,935		
							18 備品購入費	500			
							19 負担金、補助及び交付金	11,729			
							25 積立金	29			
							1 報酬	3,010		1. 教職員人事管理費	33,935
							3 職員手当等	347		2. 教育職員免許検定費	12,885
							4 共済費	1,175			
							8 報償費	8,133			
							9 旅費	5,343			
							11 需用費	3,704			
							12 役務費	610			
							13 委託料	17,467			
							14 使用料及び賃借料	526			
							19 負担金、補助及び交付金	5,505			
											0 使用料及び賃借料 31,352 諸収入 10,343

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明
				特定財源		一般財源	区分	金額	
				国支出金	県債				
4 教育指導費	1,195,027	1,528,831	△ 333,804	82,767	0	966,609	22 補償、補填及び賠償金	1,000	
					0 使用料及び手数料 繰入金 諸収入		1 報酬	64,111	1. 学校教育指導費 588,124
					148		3 職員手当等	10,155	(1) 学びの革新牽引事業費 244,651
					116,832		4 共済費	12,474	(2) 生徒指導及び道德教育振興費 96,232
					28,671		8 報償費	37,758	(3) 教職員指導力向上対策事業費 25,250
							9 旅費	128,503	(4) 幼児教育推進費 69,172
							11 需用費	147,014	(5) 特別支援教育振興費 12,549
							12 役務費	12,195	(6) 教育振興費 117,832
							13 委託料	302,690	(7) 被災児童生徒等支援事業費 22,438
							14 使用料及び賃借料	114,929	2. 義務教育改革推進事業費 68,033
							15 工事請負費	23,992	3. 高校教育改革推進事業費 203,844
							18 備品購入費	24,807	(1) 学力向上対策事業費 51,235
									(2) 職業能力育成推進事業費 18,718
									(3) 魅力ある高校づくり推進事業費 6,800
									(4) 広島みらい創生高等学校整備運営事業費 127,091
									4. 教育情報化推進事業費 158,008
									5. 国際化教育推進事業費 76,002

6 福利厚生費	384,842	405,224	△20,382	0	14,400	財産収入 60,087 諸収入 8,403	301,952	19 負担金、補助 及び交付金	276,467	6. 教育センター費	58,904
								23 償還金、利子 及び割引料	39,932	7. 同和奨学金 (既貸付決定分)	42,112
								1 報酬	890	1. 教職員健康管理費	231,855
								3 職員手当等	185	2. 教職員公舎管理費	62,326
								4 共済費	91,034	3. 公立学校共済組合事務費交付金	90,661
								8 報償費	2,805		
								9 旅費	2,693		
								11 需用費	17,781		
								12 役務費	564		
								13 委託料	146,820		
								14 使用料及び賃 借料	2,148		
								15 工事請負費	24,000		
								19 負担金、補助 及び交付金	95,922		

計	4,781,517	4,861,637	△80,118	111,655	63,400	324,202	4,282,262			
第 2 項 小学校費										
I 教職員費	55,938,968	57,009,916	△1,070,948	13,079,162	1,213,000	諸収入 82,390	41,564,416	1 報酬	795,430	1. 教職員給与費 54,521,764
								2 給料	25,961,294	2. 非常勤講師報酬等 1,144,163
								3 職員手当等	19,932,069	3. 教職員等旅費 273,041
								4 共済費	8,949,733	
								9 旅費	300,442	
計	55,938,968	57,009,916	△1,070,948	13,079,162	1,213,000	82,390	41,564,416			
第 3 項 中学校費										
I 教職員費	33,404,817	33,337,095	67,722	7,541,751	904,000	諸収入 90,470	24,868,596	1 報酬	826,940	1. 教職員給与費 31,994,869
								2 給料	14,400,612	2. 非常勤講師報酬等 1,217,489
								3 職員手当等	12,740,500	3. 教職員等旅費 192,459
								4 共済費	5,200,232	
								9 旅費	236,533	



目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明	
				特定財源		一般財源	区分	金額		
				国支出金	県債					その他
計	33,404,817	33,337,095	67,722	7,541,751	904,000	90,470	24,868,596			
第4項 高等学校費										
1 高等学校総務費	39,932,710	39,665,957	266,753	37,287	1,063,000	使用料及び び手数料 4,703,212 諸収入 103,621	34,025,590	1報酬 1,475,504	37,658,138	1. 教職員給与費 37,658,138
								2 給料 16,985,458	2,015,291	2. 非常勤講師報酬等 2,015,291
								3 職員手当等 15,370,915	225,473	3. 教職員等旅費 225,473
								4 共済費 5,747,388	33,808	4. 高等学校入学者学力検査費 33,808
								8 報償費 11,015		
								9 旅費 317,179		
								11 需用費 22,440		
								12 役務費 83		
								13 委託料 2,256		
								14 使用料及び賃借料 472		

2 高等学校管理費	11,864,101	13,067,569	△1,203,468	4,952,682	2,359,100	使用料及び手数料 12,367 財産収入 114,201 繰入金 44,699 諸収入 52,375	4,328,677	1 報酬	39,863	1. 学校運営費	2,707,356
								3 職員手当等	8,879	2. 定時制通信制教育等修学奨励費	20,907
								4 共済費	13,428	3. 広島叡智学園中学校・高等学校整備費	272,623
								8 報償費	9,081	4. 三次中学校・高等学校整備費	125,455
								9 旅費	27,830	5. 学校改修整備費	1,846,517
								11 需用費	1,801,584	6. 学校維持修繕費	969,057
								12 役務費	126,381	7. 専門教育施設等整備費	582,621
								13 委託料	971,427	8. 教育振興基金積立金	41,533
								14 使用料及び賃借料	713,456	9. 就学支援金	4,659,871
								15 工事請負費	2,566,817	10. 奨学給付金	638,161
								16 原材料費	6,993		
								18 備品購入費	162,331		
								19 負担金、補助及び交付金	4,713,930		
								20 扶助費	642,484		

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明
				特定財源		一般財源	区分	金額	
				国支出金	県債				
							21 貸付金	14,784	
							23 償還金、利子及び割引料	1,478	
							25 積立金	42,532	
							27 公課費	823	
計	51,796,811	52,733,526	△ 936,715	4,989,969	3,422,100	5,030,475		38,354,267	

第5項 特別支援学校費

1 特別支援学校費	16,587,222	16,318,126	269,096	2,178,119	772,900	使用料及び手数料 110	13,561,457	350,744	1. 教職員給与費 13,269,486
						財産収入 3,228			2. 非常勤講師報酬等 539,052
						繰入金 13,800		6,303,195	3. 教職員等旅費 64,945
						諸収入 57,608		4,922,583	4. 学校運営費 693,705
								2,220,526	5. 通学対策費 727,608
								3,107	6. 就学奨励費 405,506
								87,669	7. 学校改修整備費 521,210
									8. 学校維持修繕費 287,900

11 需用費	340,765	9. 専門教育施設等整備費	77,501
12 役務費	25,178	10. 教育振興基金積立金	309
13 委託料	1,084,921		
14 使用料及び賃借料	152,189		
15 工事請負費	667,318		
16 原材料費	3,356		
18 備品購入費	29,793		
19 負担金、補助及び交付金	3,851		
20 扶助費	391,419		
25 積立金	309		
27 公課費	299		
計	16,587,222	16,318,126	269,096
		2,178,119	772,900
		74,746	13,561,457

第 7 項 社会教育費

1 社会教育総務費	823,150	793,953	29,197	30,609	0 財産収入 221 諸収入 3,352	788,968	1 報酬	4,904	1. 職員給与費	693,854
							2 給料	341,006	2. 生涯学習振興費	4,314
							3 職員手当等	233,553	3. 成人教育費	2,500
							4 共済費	121,589	4. 青少年教育費	114,419
							8 報償費	4,272	5. 文化振興費	8,063
							9 旅費	5,362		
							11 需用費	9,503		
							12 役務費	1,179		
							13 委託料	27,489		
							14 使用料及び賃借料	6,124		
							15 工事請負費	2,715		
							18 備品購入費	469		
							19 負担金、補助及び交付金	64,985		

2 文化財保護費	171,162	117,724	53,438	4,754	0 諸収入 397	166,011	1 報酬 1,840	1. 埋蔵文化財保護費 22,658
							3 職員手当等 319	2. 文化財保存事業費補助金 148,504
							4 共済費 839	
							9 旅費 930	
							11 需用費 1,295	
							13 委託料 15,608	
							14 使用料及び賃借料 1,827	
							19 負担金、補助及び交付金 148,504	
3 文化施設費	354,452	388,349	△33,897	4,835	4,800 使用料及び賃借料 14,765 財産収入 1,033 繰入金 2,500 諸収入 55,568	270,951	1 報酬 37,137	1. 図書館費 170,761
							3 職員手当等 6,727	2. 歴史民俗資料館費 54,937
							4 共済費 13,797	3. 歴史博物館費 128,754
							8 報償費 1,519	
							9 旅費 10,590	
							11 需用費 95,228	
							12 役務費 12,971	

									157,415	
	13 委託料									
	14 使用料及び賃借料								12,447	
	15 工事請負費								5,403	
	18 備品購入費								981	
	19 負担金、補助及び交付金								237	
4 人權教育推進費	8 報償費	3,478	3,169	309	2,670	0	0	808	334	1. 人權教育推進費 3,478
	9 旅費								1,156	
	11 需用費								38	
	13 委託料								1,950	
	計	1,352,242	1,303,195	49,047	42,868	4,800	77,836	1,226,738		
第 8 項 保健体育費										
1 保健体育総務費	1 報酬	374,156	372,828	1,328	275	0	諸収入 238,905	134,976	3,458	1. 学校保健体育費 368,731
	3 職員手当等								674	(1) 学校保健管理指導費 70,711
	8 報償費								14,550	(2) 学校安全管理指導費 255,932 (3) 学校体育指導費 42,088

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国支出金	県債	その他					
								9 旅費	27,197	2. 学校給食振興費 5,425	
							11 需用費	608			
							12 役務費	503			
							13 委託料	61,340			
							14 使用料及び賃借料	5,018			
							18 備品購入費	250			
							19 負担金、補助及び交付金	260,558			
2 体育振興費	7,028	9,007	△ 1,979	5,751	0	0	1,277	8 報償費	3,492		1. 学校体育推進事業費 7,028
								9 旅費	773		
								12 役務費	1,460		
								14 使用料及び賃借料	26		
								19 負担金、補助及び交付金	1,277		



計	381,184	381,835 △	651	6,026	0	238,905	136,253			
---	---------	-----------	-----	-------	---	---------	---------	--	--	--

第11款 災害復旧費

第4項 教育施設災害復旧費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明	
				国支出金	特定財源		一般財源	区分		金額
					県債	その他				
1 教育施設災害復旧費	91,097	20,000	71,097	57,397	33,400	0	9 旅費	320	1. 単独事業 5,000 (1) 現年発生災害教育施設復旧費 5,000 2. 公共事業 86,097 (1) 過年発生災害教育施設復旧費 71,097 (2) 現年発生災害教育施設復旧費 15,000	
							13 委託料	600		
							15 工事請負費	90,177		
計	91,097	20,000	71,097	57,397	33,400	0		300		

令和 2 年度広島県高等学校等奨学金特別会計歳入歳出予算事項別明細書

1 総括 (歳入)	款	本年度予算額	前年度予算額	比	(単位：千円)
1 高等学校等奨学金収入		425,042	262,629	162,413	
歳入	合計	425,042	262,629	162,413	

(単位：千円)

(歳出)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国支出金	県債	その他	
1 高等学校等奨学金	425,042	262,629	162,413	0	0	313,229	111,813
歳出合計	425,042	262,629	162,413	0	0	313,229	111,813

2 歳 入  
 第 1 款 高等学校等奨学金収入  
 第 1 項 繰越金  
 (単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節 分		説 明
				区	金 額	
1 繰越金	111,813	2,623	109,190	前年度繰越金	111,813	
計	111,813	2,623	109,190			
第 2 項 諸収入						
1 貸付金元利収入	309,253	257,247	52,006	貸出金償還金	309,253	
2 雑入	3,976	2,759	1,217	雑入	3,976	
計	313,229	260,006	53,223			

3 歳 出

第 1 款 高等学校等奨学金

第 1 項 高等学校等奨学金

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節	説明	
				特定財源					金額
				国支出金	県債	その他			
1 高等学校等奨学金	425,042	262,629	162,413	0	0	313,229	繰越金 111,813	1 報酬 20,152	310,352
								3 職員手当等 3,612	59,500
								4 共済費 8,120	53,797
								9 旅費 2,559	1,393
								11 需用費 713	
								12 役務費 7,931	
								13 委託料 10,710	
								19 負担金、補助 及び交付金 59,500	
								21 貸付金 310,352	
								23 償還金、利子 及び割引料 1,393	

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明
				特定財源		一般財源	区分	金額	
				国支出金	県債				
計	425,042	262,629	162,413	0	0	313,229	111,813		

